

【重要】令和 6 年 9 月 1 日以降 パスポート(旅券)を受け取る方へ

お問い合わせ先

湯沢町町民課

☎025-784-3453

新潟県パスポートセンター

☎025-290-6670

👉 パスポートを受け取る時には、

国の手数料と県の手数料の両方を支払う必要があります。

県の手数料について

令和6年8月末で、**収入証紙の販売が終了**するため、

9月1日以降に収入証紙を購入して

パスポートの手数料を納めることはできません。

(購入済の収入証紙は、令和7年3月末まで使用できます。)



みほん



《令和 6 年 9 月 1 日からの支払い方法》

旅券窓口などで国と県の手数料をそれぞれ納付

- ・ 国の手数料 → 収入印紙(変更なし)
- ・ 県の手数料 → ① **キャッシュレス決済**(窓口でクレジットカード、電子マネー、コード決済)
- ② 納付書による金融機関での納付(納付済証原本を旅券窓口提出)
→ **申請時**にお渡しします
- ③ 購入済の収入証紙(令和7年3月末まで使用できます)

①～③のいずれかで納付
できますが、できるだけ
**キャッシュレス決済で
お願いします！**



【旅券窓口でのキャッシュレス決済で使用可能なブランドマーク】

カード決済



電子マネー



※「PiTaPa」はご利用いただけません。

コード決済



銀行 Pay